

青森県報

第八百九十一号

令和七年
三月二十一日
(金曜日)

規 則

- 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出……………(同)……………(四)
- 政治資金規正法による政治団体の解散の届出……………(同)……………(五)
- 政治資金規正法による資金管理団体でなくなった旨の届出……………(同)……………(五)

青森県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県規則第九号

青森県税条例施行規則の一部を改正する規則

青森県税条例施行規則(昭和三十四年五月青森県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条の四第一項中「運転免許証(一)を「運転免許証等(一)に、「運転免許証をいう。以下この項において同じ」を「運転免許証等をいう」に改め、同項第七号中「運転免許証」を「第十三条の二第一項に規定する運転免許証又は道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第九十五条の二第二項第一号に規定する免許情報記録」に改め、「交付年月日」を削る。

第十三条の二第一項中「(昭和三十五年法律第百五号)」を削り、「及び第五項において「運転免許証」を「において「運転免許証」という。」又は当該者の同法第九十五条の二第四項に規定する免許情報記録個人番号カード(第五項において「運転免許証等」に改め、同項第三号中「運転免許証」の下に「又は道路交通法第九十五条の二第二項第一号に規定する免許情報記録」を加え、「交付年月日」を削り、同条第五項中「運転免許証」を「運転免許証等」に改める。

附 則

この規則は、令和七年三月二十四日から施行する。

青森県県営住宅規則の一部を改正する規則をここに公布する。

目 次

- 青森県税条例施行規則の一部を改正する規則……………(税 務 課)……………一
- 青森県県営住宅規則の一部を改正する規則……………(建 築 住 宅 課)……………一
- 青森県特定公共賃貸住宅規則の一部を改正する規則……………(同)……………二
- 告 示
- 青森県建設工事請負標準契約約款の一部を改正する契約約款……………(財 務 指 導 課)……………二
- 公 告
- 農用地利用集積等促進計画の認可……………(構 造 政 策 課)……………二
- 選挙管理委員会
- 個人演説会等を開催することのできる施設の指定の一部改正……………(事 務 局)……………三
- 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)……………(同)……………三
- 政治資金規正法による政治団体の名称等の公表……………(同)……………四

令和七年三月二十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県規則第十号

青森県営住宅規則の一部を改正する規則

青森県営住宅規則（昭和三十七年二月青森県規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第二野木和団地の項中「千九百円」を「千八百円」に、「千八百円」を「千七百円」に改め、同表幸畑団地の項中「千七百円」を「千六百円」に改め、同表戸山団地の項中

駐車区画G 千七百円 を

駐車区画G 千六百円 に改め、同表城東団地の項

中「二千円」を「二千五百円」に改め、同表宮園団地の項及び宮園第三団地の項中「二千五百円」を「二千二百円」に改め、同表茂森団地の項中「千七百円」を「千六百円」に改め、同表松島団地の項中「千四百円」を「千五百円」に改め、同表桜町団地の項中「二千円」を「千九百円」に改め、同表中央団地の項中「千七百円」を「千六百円」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

青森県特定公共賃貸住宅規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県規則第十一号

青森県特定公共賃貸住宅規則の一部を改正する規則

青森県特定公共賃貸住宅規則（平成九年七月青森県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二中央団地の項中「千七百円」を「千六百円」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

告 示

青森県告示第百五十九号

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第六十六条の規定により、青森県建設工事請負標準契約約款の一部を改正する契約約款を次のとおり定める。

令和七年三月二十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県建設工事請負標準契約約款の一部を改正する契約約款

青森県建設工事請負標準契約約款（平成31年3月青森県告示第221号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第2号中「同条第3項ただし書」を「同条第3項第2号」に改める。

附 則

この契約約款は、告示の日から施行する。

公 告

農用地利用集積等促進計画の認可

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用集積等促進計画を令和七年三月二十一日認可したので、

同条第七項の規定により当該農用地利用集積等促進計画を次のとおり公告する。

令和七年三月二十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

○農用地利用集積等促進計画

氏名又は名称	住所又は所在地	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
坂本 繁喜	青森市	青森市大字大野字前田一三二	青森市大字大野字前田一三二
鎌田 義樹	青森市	青森市浪岡大字女鹿沢字稲本一二九ほか一筆	青森市浪岡大字女鹿沢字稲本一二九ほか一筆
株式会社マインズ イノベーション	南津軽郡田舎館村	南津軽郡藤崎町大字徳下字一本木二三	南津軽郡藤崎町大字徳下字一本木二三
株式会社マインズ イノベーション	南津軽郡田舎館村	南津軽郡藤崎町大字徳下字一本木二三	南津軽郡藤崎町大字徳下字一本木二三
川口 悟	南津軽郡藤崎町	南津軽郡藤崎町大字徳下字中前田三三	南津軽郡藤崎町大字徳下字中前田三三
伊藤 公昭	南津軽郡藤崎町	南津軽郡藤崎町大字徳下字一本木二五	南津軽郡藤崎町大字徳下字一本木二五
福原 和人	南津軽郡藤崎町	南津軽郡藤崎町大字徳下字滝本一一六	南津軽郡藤崎町大字徳下字滝本一一六
株式会社マインズ イノベーション	南津軽郡田舎館村	南津軽郡田舎館村大字東光寺字高田六の一	南津軽郡田舎館村大字東光寺字高田六の一
奈良 竜之	つがる市	つがる市森田町山田千歳五九の一ほか七筆	つがる市森田町山田千歳五九の一ほか七筆
奈良 竜之	つがる市	つがる市森田町山田稲村五八	つがる市森田町山田稲村五八
奈良 竜之	つがる市	つがる市森田町山田稲村四二	つがる市森田町山田稲村四二
奈良 竜之	つがる市	つがる市森田町山田稲村九〇	つがる市森田町山田稲村九〇
奈良 竜之	つがる市	つがる市森田町山田稲村二二の一ほか五筆	つがる市森田町山田稲村二二の一ほか五筆

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第十九号

平成八年十月四日青森県選挙管理委員会告示第五十八号（個人演説会等を開催することのできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和七年三月二十一日

青森県選挙管理委員会委員長 鶴 岡 真 治

表中

つがる市柏ふるさと交流センター	柏広須松元一〇二の一
つがる市稲垣体育館	稲垣町豊川宮川三一の一
つがる市柏ふるさと交流センター	柏広須松元一〇二の一
つがる市柏ふるさと交流センター	柏広須松元一〇二の一

を

に改める。

青森県選挙管理委員会告示第二十号

令和七年三月三日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）を、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第七十五条第六項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和七年三月二十一日

青森県選挙管理委員会委員長 鶴岡真治

一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 二〇、六三六 人

二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数 二二八、九七五 人

三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数

東津軽郡選挙区 五、八〇八 人

西津軽郡選挙区 四、六七七 人

南津軽郡選挙区 六、一八九 人

北津軽郡選挙区 六、九八三 人

上北郡選挙区 二六、〇〇三 人

三戸郡選挙区 一七、六五二 人

青森市選挙区 七六、四四七 人

弘前市選挙区 四六、五七七 人

八戸市選挙区 六一、六一一 人

黒石市選挙区 八、八六八 人

五所川原市選挙区 一七、五三二 人

十和田市選挙区 一六、五六四 人

三沢市選挙区 一〇、四三七 人

むつ市選挙区 一九、一〇〇 人

つがる市選挙区 八、五二六 人

平川市選挙区 一〇、九六四 人

青森県選挙管理委員会告示第二十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあった政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

令和七年三月二十一日

青森県選挙管理委員会委員長 鶴岡真治

政党の支部

法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

立憲民主党青森県参議院選挙区第2総支部	福士 珠美	竹原 敬裕	青森市安五方二丁目一〇	参議院議員	〇	令和七・二・二五
政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所在地	公職の種類（第一号）	市町村等の区域を単位として設けられる支部	届年月日

青森県選挙管理委員会告示第二十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

令和七年三月二十一日

青森県選挙管理委員会委員長 鶴岡真治

政党の支部

自由民主党弘前市支部（菊池 勲）	代表者	主たる事務所の所在地	異動事項	新	旧	異年月日
会計責任者	代表者	主たる事務所の所在地	異動事項	新	旧	異年月日
奈良 哲史	菊池 勲	弘前市大字駅前町一五の七		新	旧	七・一・一
鈴木 直子	谷川 政人	弘前市大字徳田町三六の二		旧	新	七・一・二六

政党以外の政治団体

政治団体の名称（代表者氏名）	異動事項	新	旧	異年月日

久慈聡後援会 (堀内とも)	会計責任者	中里 麻乃	松尾 しげ	令和 六・三・一
さとう武後援会 (野坂 孝雄)	代 表 者	野坂 孝雄	向井 宏治	七・一・二六
	会計責任者	本江 るみ子	柳谷 睦夫	
青森県木材産業政 治連盟 (島 英樹)	代 表 者	島 英樹	齋藤 渉	六・五・三
	会計責任者	木村 奈津美	福井 優子	
阿部広悦後援会 (鈴木 孝雄)	代 表 者	工藤 敏幸	川上 誠	七・二・三
	会計責任者	佐藤あきひろ後援 会 (佐藤 陽大)	沢口 賢一	
下北交通政策研究 会 (工藤 敏幸)	代 表 者	工藤 敏幸	川上 誠	七・二・三
会計責任者	吉田 敏宏	沢口 賢一		
七・二・五				

青森県選挙管理委員会告示第二十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和七年三月二十一日

青森県選挙管理委員会委員長 鶴 岡 真 治

政党以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日
はちのへ市民政策ネットワーク	三浦 博司	令和六・三・二九
正友会	山内 正孝	六・三・三

西崎修治後援会

西崎 昭一

六・三・二五

青森県選挙管理委員会告示第二十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等をおり告示する。

令和七年三月二十一日

青森県選挙管理委員会委員長 鶴 岡 真 治

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
三浦 博司	はちのへ市民政策ネットワーク	令和六・三・二九
山内 正孝	正友会	六・三・三

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭